高山市立清見中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月策定 7年4月改訂

0 はじめに

清見中学校では、平成9年度に学校としても生徒の内発的喚起を促し、いじめ問題に立ち向かってき た経緯がある。その平成9年度に開かれた人権集会後、生徒会によって「清見中学校生徒会人権宣言」 が策定された。以後、毎年生徒が人権宣言と自分たちの生活を照らし合わせて、誰もが楽しい学校生活 を送っているかを確かめ、学校生活改善につなげている。平成30年度には、人権教育総合推進地域事 業で策定された「人権尊重のまち」宣言に合わせ、全校で話し合い第4条を改正した。

四条 三条 れたときのいやな気持ちを決して忘れることのないよう, 桑 条 わたしたちは, 明るく 悲しい思いをさせている行為を見たら,注意をしたり, 思いやりのある言葉を使って、 悲しい思いをさせられるようなことがあったら, 呼んだり,学級で話し合ったりして解決します。 まずに、 自分のことは自分で行い, つをします。 よりよいコミュニケーションづくりのために積極的にあいさ 一人一人の人権を尊重し, (勇気を持ち、決して見て見ぬふりをしません。) 礼儀正しい先輩と後輩の関係を作ります。 友達,家の人,先生に相談します。 \$気持ちを決して忘れることのないよう,以上を心いじめられたときのつらい気持ち, かげ口を言わ 話し合います。 (平成19年6月 (平成10年3月 至成31年1月 わたしたちの学校生活をよりよいもの むやみに人を使いません。 常に相手の気持ちを考えて行動 相手に接します。 平成30年度生徒会改正, 平成19年度生徒会改正 平成9年度生徒会制定 ひとりで悩

また高山市では、平成18年11月20日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ!いじめ宣 言」が採択された。

"ストップいじめ"宣言

いじめをなくし、えがおとやさしさがあふれる学校をつくります。

Oわたしの命、みんなの命を大切にします

〇人のいやがることをしません

○思いやりの心をもって、たすけあいます

(平成18年11月20日)

このようなことから、生徒および学校職員、保護者、地域の方々においても人権に対する意識、とり わけいじめ撲滅への願いは強い。そして「いじめは絶対に許さない」と捉えつつも「いつ、誰にでも起 こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、いじめから逃げずに日々の教育活動を行っている。 ここに定める「高山市立清見中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25 年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という) の第13条を踏まえ、本校にお けるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

清見中学校生徒会人権宣言

自由で平等であり、 楽しく学校生活を送る権利をもつ。

誰もが,

こに「清見中人権宣言」として宣言します。

わたしたち清見中学校のだれもが, 楽しく力を出し切って生活や学習ができることを願 ひとりの人間として大切にさ

Ⅲ いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法:第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並び にいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、どの子にも徹底する。(清見中学校人権宣言の精神を受け継ぎ、いじめを絶対に許さない生徒の育成)
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、どの子も大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。(自分たちの生活を見直し、今の実態に即した人権宣言の在り方を目指して内容を見直していこうとする生徒の育成)
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、 保護者と連携を図りながら見届ける。(飛騨地区で最初に人権宣言を行った学校としての誇りを忘れず、形骸化させないための生徒・保護者との密な連携)

(4) いじめ解消の定義

- ・いじめに係る行為が、少なくとも3カ月止んでいること。
- ・被害者本人とその保護者に確認の上で、心身の苦痛を感じていないこと。
- ・上記2点を満たすこと。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己有用感を高める取組)

- (1) 魅力ある学級・学校づくり(規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等)
 - ・全ての生徒が大切な学級・学校の一員であり、どの子も仲間と関わり、自己存在感を味わいながら 望ましい人間関係をつくることができるようにする。そのために、集団で一致団結して達成できた ことや、個々の成長をみんなで喜び合うことを大切にした学級経営・教科経営を意図して行う。
 - ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも適時取り上げ、生 徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
 - ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
 - ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

・「居場所作り」:一人一人の生徒が学校や学級の中で役割を持ち、その役割をやり切らせる中で集

団の中での存在を確かにする。(職員の事前指導と事後評価)

・「絆作り」 : 一人一人の努力や活躍を認め合える仲間作り。(仲間を認め合う場の設定)

(2) 「わかる・できる授業」の推進

- ・全ての生徒が、主体的に活動したり互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- 「わからない」「できない」という生徒を大切にする。
- ・授業場面において、挙手している生徒への指名のみならず、**挙手がない生徒への意図的指名を通し** て広くその思考を捉えながら授業を進める。
- ・学習グループによる活動においては、どの子にもねらいとする活動が保障されるよう留意する。

(3) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、 自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動 を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」 「自己啓発力」「行動力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(4) 全ての教育活動を通した指導(自己指導能力の育成)

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
- ① 生徒が自己存在感をもつことができる
- ② 共感的な人間関係を育成する
- ③ 自己決定の場を設け自己の可能性の開発を援助する

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、生徒会が計画・運営する生徒間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

清見中学校の約束 *28年度の高山市生徒会サミットでのSNS 3つの守る宣言を受けて

- 1. 情報端末機器の利用は夜10時までを基本とする。
- 2. 情報機器の利用について、必ず各家庭で話し合いをもつ。

🛭 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート(記名式・無記名式)の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」 (「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照)で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を 日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役 割を明確にし、協力体制を整える。
- ・清見中学校の生徒は、ほとんどの生徒が保育園から同じ集団で生活をしていることが多い。そのため、小学校からの生徒指導上の引継ぎを全職員で共有し合い、生徒理解研で生徒のわずかな変化を見落とさない体制を保持している。また、学校保健安全委員会は、保育園、小学校、中学校の合同会議とし、小学校、保育園との連携を図りながら情報を交流し、3校種間の関係を密に図っている。

(2) 教育相談の充実

・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に、 問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。

☆SCと生徒の懇談の様子から、生徒一人一人に対して問題の早期発見、早期対応ができるようにする。

- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、教育相談コーディネーター (教育相談 Co)、担任、養護教諭、スクールカウンセラー (SC)、相談員等、校内の全教職員 (マイサポートティーチャー) がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・SOSBOXを設置し、生徒が悩みを相談しやすい環境をつくる。

☆役割の分担

・教育相談主任:教育相談対象の生徒、保護者の予定を作成する(担任と。SCと)

・教育相談 Co : 教育相談主任からの情報を得て、SC や関係機関との連絡調整をする。

・担任 : 全生徒との教育相談。相談内容によっては教育相談主任へ報告する。

・SC: 全生徒との教育相談。懇談の概要を教育相談主任に伝える。

・保健相談員:特別支援教育コーディネーターと連携し、支援の必要な生徒に寄り添い支援す

る。また、教育相談上のつかんだ情報を教育相談主任に伝える。

・生徒指導主事:教育相談の報告を受け、管理職に報告する。

案件によっては、いじめ問題対策委員会を招集する。

(3) 教職員の研修の充実

・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは!」「教育相談 これだけは!」といった各種啓発資料等を活用したり、

対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう校内研修を充実する。

・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。 ☆長期休暇期間中などに、SCより教育相談やエンカウンター等の講習を受ける。

(4) 保護者との連携

・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、 謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを 自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自 らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないよう、保 護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでい こうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

☆相談の窓口

・保護者からの学校への相談の窓口は、生徒指導主事とする。 ただし、保護者からの要望等がある場合は、つながりのある職員が相談を受ける。 相談を受けた職員は、直ちに生徒指導主事および管理職に報告する。 生徒指導主事は管理職と連携して、いじめ不登校対策委員会を招集する。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市 教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会、保護者代表等とのネッ トワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよ うに努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法:第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を 行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員 : 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等

学校職員以外:保護者代表、学校運営協議会代表、スクールカウンセラー 等

※スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、民生児童委員、人権擁護委員 等

・「こども教育参画会議」においてもいじめについての情報提供や話題作りを積極的に行い、地域全体 としてもいじめに対して前向きに取り組む姿勢を促す。

⑤ いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

S	いしめ不然的止、千朔光尤・千朔对心以午间計画	T
月	取組内容	備考
4 月	・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)説明 ・清見あったか子育て会議(学校運営協議会)等で「方針」説明 ・Webページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施(「方針」、前年度のいじめの実態と対応等) ・高山市いじめ問題対策協議会における取り組みを全職員で共有 ・生徒理解研修 ・PTA総会で「方針」説明(保護者向けネットいじめ研修を含む) ・心のアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施	「方針」の確認
5 月	・第1回「いじめ未然防止対策委員会」の実施(外部専門家も含む) ・HQUテストの実施(結果が届き次第学年で検討し全職員で共有する)	連休過ごし方指導 連休明け支援
6 月	・いじめ未然防止に向けた人権集会(生徒会主催)・生徒理解研修・人権(いじめ)アンケート(記名式)の実施	
7 月	・第1回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」(対策等の見直し) ・職員研修会(ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会) ・SOS の出し方教室(全生徒) ・心のアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施(マイサポートティーチャー)	夏季休業過ごし方指導 第1回県いじめ調査
8月	・SCによる、教育相談またはエンカウンター研修(全職員対象) ・生徒理解研修	夏季休業明け支援
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有 ・Webページ等による取組経過等の報告 ・心のアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施(マイサポートティーチャー)	
10 月	・いじめ未然防止に向けた全校集会(生徒会主催)・生徒理解研修・人権(いじめ)アンケート(記名式)の実施	
11 月	・清見あったか子育て会議 ・「ひびきあいの日」に向けた取組(全校でのいじめ防止対策等の取組) ・人権タウンミーティング(小・中・地域連携) ・清見あったか子育て会議(学校運営協議会)で状況報告 ・HQUテストの実施(結果が届き次第学年で検討し全職員で共有する)	
12 月	・第2回「教職員の取組評価(学校評価)アンケート」(次年度に向けて)・生徒理解研修・第2回「いじめ未然防止対策委員会」の実施(外部専門家も含む)	冬季休業過ごし方指導 第2回県いじめ調査
1月	・職員会(冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り) ・教職員による次年度の取組計画 ・人権(いじめ)アンケート(記名式)の実施	冬季休業明け支援
2月	・ピンクシャツデー取り組み(生徒会)・生徒会の取組のまとめ・清見あったか子育て会議(学校運営協議会)で状況報告・生徒理解研修・心のアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施(マイサポートティーチャー)	
3 月	・第3回「教職員の取組評価アンケート」(1年間の評価) ・第3回「いじめ未然防止対策委員会」の実施(外部専門家も含む) ・今年度の振り返りと次年度の取り組み学校だより等による説明	第3回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる) 次年度引継ぎ

[※]校内関係者のみによる「いじめ未然防止対策委員会」は4月当初から随時実施

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を 明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報を共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた(疑いがある)生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということ を自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する 指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り心のケアまで十分配慮した事後 の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・生徒指導主事は、一連の経緯を記録にする。

〔具体的な対応〕

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握(複数の教員で組織的に、同時に、即時に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る)
- ④ いじめを受けた側の生徒のケア(必要に応じて外部専門家に力を借りる)
- (5) いじめた側の生徒への指導(背景についても十分踏まえた上で指導する)
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼(いじめた側の生徒及び保護者への謝罪を含む)
- ⑦ 関係機関との連携(生徒指導主事又は教頭による市教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携)※いじめと認知した事案についてはすべて市教育委員会に報告する。
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援(保護者との連携) *少なくとも6ヵ月は様子を観察する。
 注)番号は対応順序ではない。適宜多方面に向けて対応する。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、又は、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- ・校長又は教頭は市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・ 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、市教育委員会の指導の下に、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生 徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、 適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

- 個人調査 (アンケート等) について
- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、**5年間保存**する。

(保管場所:書庫)

参考資料:「人権尊重のまち」宣言

「人権尊重のまち」宣言

厳しくも豊かな自然に囲まれ、清見町民はお互い助け合いながら暮らしてきました。この温かい地域を 守りながら、さらに心豊かで、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するためには、一人ひとりが人権 意識を高め、お互いを尊重し合うことが大切です。

しかし、さまざまな思い込みや偏見により、何気ない言葉や行動が人を傷つけていることもあります。 人は皆、いつでも、どこでも、幸せに生きる権利があります。一人ひとりを大切にするまち、住んでいてよかったと思えるまちを目指し、ここに"人権尊重のまち清見"を宣言します。

人を思いやる心を持ち、あいさつで笑顔を広げます。

生まれや心身の違い、多様な考え方を互いに認め合い、誰とでも絆を深めます。

誰もが溶け込める寛容な地域づくり、差別やいじめのない明るい地域づくりに努めます。

平成30年11月1日

清見地域人権教育推進委員会